

平成 23 年度第 8 回理事会次第

日 時 平成 24 年 1 月 28 日（土）10：00

会 場 千葉県社会福祉センター3 階会議室

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3・会長挨拶

4. 議 題
- (1) 公益法人事務担当者講習会報告
 - (2) 各委員会報告事項に対する質疑
 - (3) 議事
 - 1. 総会の代議員制導入について
 - 2. 社会福祉士ささえあい制度配分委員会について
 - 3. その他
 - (4) その他

5. 閉会

【広報部会】

今回、開催された会議はありません。

『点と線』第 78 号は現在、原稿収集及び編集の段階です。

発送は 3 月中の開催を予定しています。

各委員会・部会等から同封を予定しているチラシなどがありましたら、
2 月末を目処に、データで事務局までご送付くださるようお願いいたします。

会議・研修会記録票

日時	平成 24 年 1 月 23 日 19 時 30 分～21 時 20 分
場所	NPO 法人 ヒューマン・レインボー事務室
出席者(人数)	7 名
講師	
スタッフ	角川・小村・田中・本山・目黒・渡部・鈴木（順不同）

① 自己紹介及び委員会設立までの経緯（東日本大震災での対応を含む）

初参加の方がいらしたので、それぞれに自己紹介と委員会設立に至った経緯を説明。東日本大震災での支援活動について説明を行う。

旭市及びいわき市の支援活動の概要をたどり、その成果の一つとして実際の活動を基礎として「災害時対応ガイドライン」が出来たこととその内容について説明する。

② 災害時の動きについて

「災害時対応ガイドライン」に基づいて、取るべき対応について説明する。

- ・ まずは自らの身の安全の確保と家族の安否確認を行い、地域の状況を把握し、必要に応じて設立した災害対策本部に報告すること。
- ・ 各会員が個人としての活動や業務に関連した活動を行う中で、「災害時情報集約掲示板」を活用して情報交換、活動への参加者募集などを行うこと。その内、会としての組織的な対応が必要とされる活動については、災害対策本部で検討すること。

③ 活動費について

災害時の活動を支援するための活動費については、東日本大震災においては三団体協議会に所属する会の正会員であれば、一定の金額を活動費として支弁した。その費用については中央共同募金会に申請し、助成を受けたことを説明。

今後、活動費確保のための基金の設立について提案がある。設立そのものには反対ではないが、要綱等をしっかり作ることと、やるのであれば広く寄付を求めようような内容に耐えうるものでなくてはならない、との意見あり。

④ 今後の課題

社会福祉士会としての活動、という視点で考えると特定の活動に絞り込むことは難しい。ただ、方向性としては「ネットワークのコーディネート力」を活用した活動を行ったいわき市への支援は、一つのモデルケースとしてとらえることが出来る。

震災発災後の対応の他に、発災前の準備として行うことが出来る活動を整理していくことも必要。福祉事業所や地域包括支援センターの中には、今回の震災を経て対応マニュアルを整備したところがある。その先駆的な事業所をピックアップ

プし、比較的小規模で対策の立てにくい事業所の対応マニュアル作成支援は出来ないか。

研修部会と連携し、災害時対応の研修の企画も進めたい。

「被災地支援活動協力員名簿」作成のための、登録申請用紙を作成したい。3月発行の『点と線』にガイドラインとともに同封するため、2月中には委員会で用紙の様式について決定したい。

⑤ 今後の委員会活動

- ・ 「被災地支援活動協力員登録申請用紙」及び登録のお願いの作成
- ・ 次回委員会は3月中開催を目標とする。

地域包括支援センター部会報告事項

報告事項

障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について

12 月 19～21 日まで都内で開催され、包括部会から西沢、小倉が参加した。

千葉県委託高齢者虐待防止対策研修会について

下記の 3 日の日程で、研修を実施予定。

- ・平成 24 年 2 月 7 日（火） 君津健康福祉センター大会議室（木更津市新田 3－4－34）
- ・平成 24 年 2 月 10 日（金） 印旛健康福祉センター大会議室（佐倉市鎗木仲田町 8－1）
- ・平成 24 年 2 月 28 日（火） 松戸健康福祉センター大会議室（松戸市小根本 7）

高齢者虐待対応専門職チームについて

- ・報告会を 1 月 13 日千葉県庁にて実施。
出席者：岡本、朽名、須田、滑川、西沢、松丸、目黒、山崎、小倉
- ・4 件の事例報告があった。
- ・来年度の予算について担当者に確認したが、確認が取れなかった。

[研修委員会]

研修啓発部会

【事業経過報告】

1、 共通基盤研修

会場変更

平成 23 年度 2 領域の開催

日時 : 平成 24 年 3 月 10 日 (土) 9 : 30 ~ 15 : 30 (受付 9 : 00 - 12 : 30)

場所 : 千葉県労働者福祉センター 402 会議室

定員 : 60 名

参加費 : 会員 2 領域 4,000 円 (1 領域 2,000 円)

非会員 2 領域 5,000 円 (1 領域 2,500 円)

内容 : 社会福祉士を対象に、社会福祉士の共通基盤である「福祉経営」領域および「相談援助」領域

2、 本部 実習指導者講習会アンケート回答 [別紙]

3、 JC 教育研究所 (23 年度事業)

1、国家試験分析 速報

1 月 29 日第 24 回社会福祉士国家試験分析速報として 300 字から 500 字程度の概観を記すもの。2 月 1 日には JCweb サイトに UP の日程

2、国家試験 解答解説

第 24 回試験で出題された試験問題に解答解説を作成するもの。

3 月中旬頃までの作成をお願いするもの。

4、

2012 年 1 月 6 日

都道府県社会福祉士会 各位

実習指導者研修委員会
委員長 栗林 孝得

『2012年度社会福祉士実習指導者講習会』に係るアンケートのお願い

厚生労働省からの委託事業としての「社会福祉士実習指導者講習会」は、今年度で終了します。支部長会議でもご案内しましたとおり、2012年度以降は、本会主催の講習会を継続しつつ、都道府県単位等での開催へ移行していく予定で、そのためのガイドラインの作成を実習指導者研修委員会で進めています。

都道府県社会福祉士会の皆様におかれましては、2012年度事業計画立案の時期かと思いますので、2012年度の「社会福祉士会実習指導者講習会」の実施について、下記アンケートにご記入いただき、1月31日（火）までにご連絡くださいますようお願いいたします。

『2012年度社会福祉士実習指導者講習会』開催に関するアンケート

都道府県社会福祉士会名： 千葉県社会福祉士会 記入者： 染野貴寛

- (1) 2012年度、貴社会福祉士会において「社会福祉士実習指導者講習会」を開催する予定がありますか。該当する番号に○してください。

1. 開催する

2. 開催しない

3. その他()

- (2) 1 (開催する)とお答えいただいた社会福祉士会にお尋ねします。現時点で決定している事項をお知らせください。

①開催時期 2013 年 11 月 19 日 (月) 20 日 (火) (予定)

②開催規模（定員） 100 名

③一般に公表してよいか 1. 公表してよい 2. まだ公表しない

- (3) 貴社会福祉士会において実習指導者講習会を開催するにあたり、特記する事項や要望等がありましたら、下記にご記入ください。

○継続的開催を考慮すると、指導担当講師について会独自の推薦や養成とさせてもらいたい
○指導プログラムの再考をお願いしたい。
○参加者からの提案、要望等を日本社会福祉士会で引き続き集約して、今後のプログラム更新の要素としていただきたい。

以上です。ご協力ありがとうございました。

ケアマネジメント部会 報告

「障害者自立支援法の改正法を学ぶ」

平成 23 年 12 月 18 日（日）13：30～16：30

@千葉県社会福祉センター4 階会議室

収支（概算）については、以下のとおりです。

収入

（計 78,000 円）

会員 38 名×1,000 円=38,000 円

非会員 20 名×2,000 円=40,000 円

支出

（計 23,300 円）

ぱあとなあ千葉運営委員会の報告

ぱあとなあ千葉23年度第6回運営委員会議事録

1. 実施日時：平成24年1月11日（水）18：00～20：00
2. 場 所：千葉県労働者福祉センター301会議室
3. 出席者：鈴木、吉田、櫻井、石山、朽名、出口、福島、片野、辻村、中山、田中
欠席：篠田 (記録：片野)

4. 議題

1) 平成23年度第7回理事会（12／17）報告（鈴木委員長）

- ① 千葉県社会福祉士会の一般社団法人への移行と日本社会福祉士会の連合体組織への移行に伴い、定款の変更が必要であり、3月17日の総会にかけることになった。定款変更には、総会出席者(委任状提出者含む)の2/3以上の賛成が必要なので協力を依頼された。
- ② 負担金配分委員会ができて、今年から徴収する負担金の配分方法が決められることとなった。「ぱあとなあ千葉」にはそれなりの配分が行われる見込み。
- ③ 基礎研修のやり方が次年度から変更される。1年目15時間（倫理綱領など）、2年目73時間（倫理、事例検討など）、3年目57時間（事例検討、スーパーバイズ、ネットワークなど）。
ただし、来年度（平成24年度）の成年後見委託研修は、今年度の基礎研修の受講で良い。
- ④ 12月21日に千葉家裁より後見制度支援信託について説明があった。神山会長、鈴木委員長、吉田副委員長、櫻井副委員長が出席した。
1年前にも同趣旨の話しがあったが、上級庁の指示で延期になっていた。
2月頃に同信託を取り扱う信託銀行から手数料の提示が出る予定。本件は親族後見の後見類型にのみ適用される。専門職後見については従来通りである。既存の後見事案には適用されない。信託制度の利用は預貯金が対象であり、株などは対象外。有価証券が多額の場合には、専門職後見になる見込み。

5. 各担当より報告等

1) 研修（出口）

12月のサポート千葉は参加者申し込み者（9名）が少ないため中止した。今年度のサポート千葉は終了。
電話相談員の研修を3月に行うことを検討することとなった。

2) 法人後見（片野）

昨年11月の法人後見業務監査委員会において外部委員から指摘受けた法人後見に伴う損害賠償責任の条項について、ぱあとなあ本部に意見を求めている。ぱあとなあ本部では1月7日に法人後見委員会を開き本件も検討されたが、書面で回答をくれることになっている。

3) 広報（福島）

「ぱあとなあ千葉ニュース」原稿締切1月15日、発行1月23日の予定。

4) 虐待防止 (朽名)

1月13日(金)に県庁で会議がある。支援件数15件あり、まとめを作成する。

5) コーディネート (出口)

1月11日現在コーディネート依頼件数115件あり。家裁市川出張所管轄が比較的多い。

6) 会計 (辻村)

12月末現在のまとめを作成、連絡済み。下半期の締めは3月末に行うが、随時連絡いただきたい。

7) 電話相談 (田中)

電話相談員の研修を3月に行うべく調整する。田中、石山、朽名の3委員が中心となって実施する。片野委員は今年度1年間の内容分析資料を作成する。

8) 渉外 : なし

6. その他 (鈴木) : 千葉家裁から申立書式改定に関する意見聴取が来ている。

1月20日までに回答を求められているので皆さんからも意見を頂きたい。

次回運営委員会開催予定日 : 3月15日(木) 18:00より

以上

独立型社会福祉士委員会 活動状況（平成 23 年 12 月 15 日～平成 24 年 1 月 25 日）

1. 独立型社会福祉士活動・養成部会

1 月 14 日、懇親会を兼ねて会議を開催した

参加者 川島、君和田、吉原、吉田、奥野、高美、佐藤、森脇、出口、大浦。

来年度の活動や体制について話し合った。

次回開催は未定だが、独立型社会福祉士ガイドブックや研修会などの
実施体制を作っていきたい。

2. 社会復帰促進支援・社会貢献活動部会

ホームレス支援活動

12 月 21 日 千葉市 千葉駅周辺

ホームレス支援活動・夜間調査（千葉市役所職員らと同行）

参加者 犬伏、川島、田中、吉原、君和田、佐藤

1 月 19 日 千葉市 千葉駅周辺

ホームレス支援活動・見回り、声掛けなど（部会員のみ参加）

参加者 犬伏、川島、西沢、吉原、君和田、佐藤

犬伏氏より、支援状況については独立型社会福祉士委員会メーリングリストで、報告
有り。12 月 21 日は初めての千葉公園内での調査を実施、1 月 19 日については、7 名の
ホームレスの方と面談（うち 3 名が初めて会った方）を行った。

【事務局報告】

○ 後援

- ・ 千葉県 平成 23 年度在宅がん緩和ケアフォーラム 2 月 19 日
- ・ 社会福祉ネットワーク・ヒューマンレインボー 福祉レインボーセミナー 2 月 25 日
- ・ 千葉県作業療法士会 第 13 回千葉県作業療法士会学会 3 月 18 日

○ 委員推薦

- ・ 八街市地域包括支援センター運営協議会委員および
八街市介護保険地域密着型サービス運営協議会委員 公募中 (〆切 2 月 20 日)

○ 講師依頼

- ・ 和歌山県社会福祉士会 地域包括支援センター連携強化研修 2 月 3 日、4 日 宮間恵美子
- ・ 千葉県オストミー協会 ピアサポート講習会 3 月 17 日 未定

○ その他

- ・ 千葉県共同募金会 平成 23 年度 NHK 歳末たすけあい運動協力のお願い 12 月 1 日～12 月 25 日
募金 2,600 円
- ・ 千葉県 第 1 回認知症専門職研修作業部会 12 月 19 日 目黒副会長
- ・ 千葉県 公益法人の事務担当者講習会 12 月 19 日 岡本事務局長、事務局峰島
- ・ 千葉県社協 平成 23 年度 成年後見制度個別相談会 1 月 29 日 10 名 鈴木勝英、弘永正秀、
朽名高子、片野無事生、石山明子、泉 幸江、市川恵子、野口 猛、大藤康弘、中山敏子
- ・ 千葉県 認知症連携パス検討・認知症専門職研修作業部会第 2 回合同会議 1 月 31 日 目黒副会長

**** 会員情報 ****

12 月 31 日現在 正会員:1,246 名 (新入会:4 名、転入:0 名、転出:1 名、退会:0 名)

➤ 1 月本部会員情報より

平成 23 年度第 8 回理事会議案資料

議案 1 総会の代議員制導入について

別紙 1 のとおり定款変更（案）を総会に提案することについて、理事会の承認を求めます。

併せて、代議員の選出方法について別紙 2 を参考に理事会に意見を諮ります。

<提案理由>

一般社団法人移行申請に向け、定款変更を始めとする総会の特別議決（社員の 3/4 以上の賛成を必要とするもの）を円滑に審議および議決するための条件整備するもの。

同時に、日本社会福祉士会の連合体移行後、資料の事前配布が不可能な苦情案件に係る除名処分の実効性を担保するために導入するもの。

議案 2 社会福祉士ささえあい制度配分委員会について

千葉県社会福祉士会負担金規則第 5 条に定められた配分委員会について、次のとおり運用することについて理事会の承認を求めます。

準備委員会での検討に基づき社会福祉士ささえあい制度に対する寄付金を併せて配分する「社会福祉士ささえあい制度配分委員会」とし、選挙管理、倫理、災害対策を除いた各委員会（別紙 3 組織図参照）から 1 名ずつ推薦された委員により構成する。

委員は理事を兼ねることも可とし、委員長は委員の互選によるものとする。

なお、次回理事会において承認を諮るため、2 月末日を目処に各委員会から 1 名の委員推薦を求めます。

別紙 1

社団法人千葉県社会福祉士会定款の改正について

次の定款改正(案)について、総会の承認を求めます。

○社団法人千葉県社会福祉士会定款

新	旧
<制定>平成19年2月25日 <u><最新改正>平成24年3月17日</u>	<制定>平成19年2月25日
(略)	(略)
第2章 会 員	第2章 会 員
(種 別)	(種 別)
第5条 本会の会員は、次の3種とする。	第5条 本会の会員は、次の3種とし、 <u>正会員をもつて民法上の社員とする。</u>
(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。	(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、<u>社団法人日本社会福祉士会の会員であり、</u>千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。
(同右)	(2) 準会員 次に掲げる者で、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者。 ア 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者 イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者
2 本会の社員は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)	(新設)
3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。	
4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。	
正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができ	

る。

5 第3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3 項の代議員選挙は、2 年に1 度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266 条第1 項、第268 条、第278 条、第284 条）を提起している場合（法人法第278 条第1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63 条及び第70 条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1 人又は2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2 人以上の代議員）につき2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6 項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第14 条第2 項の権利 (定款の閲覧等)	
(2) 法人法第32 条第2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)	
(3) 法人法第57 条第4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)	
(4) 法人法第50 条第6 項の権利 (社員の代理権証明書面等の閲覧等)	
(5) 法人法第51 条第4 項及び52 条第5 項の権利 (議決権行使書面の閲覧等)	
(6) 法人法第129 条第3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)	
(7) 法人法第229 条第2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)	
(8) 法人法第246 条第3 項、第250 条第3 項及び第256 条第3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)	
11 法人法第112条の規定に関わらず、同法第111条第1項の責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。	
(略)	(略)
第5章 総会	第5章 総会
(同右)	(種 別)
(構 成)	第18条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。
第19条 総会は、すべての代議員をもって構成する。	(構 成)
2 代議員を除く正会員、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。	第19条 総会は、正会員をもって構成する。
(同右)	2 準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
(開 催)	(権 能)
第21条 通常総会は、毎年2回開催する。	第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。	(開 催)
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。	第21条 通常総会は、毎年2回開催する。
(2) 代議員総数の5分の1 以上から会議の目的を記	2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
	(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
	(2) 正会員総数の5分の1 以上から会議の目的を記

載した書面により、招集の請求があったとき。 (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招 集) 第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、<u>代議員</u>に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。 (議 長) 第23条 総会の議長は、その総会において、出席した<u>代議員</u>の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。 (定足数) 第24条 総会は、<u>代議員</u>総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議 決) 第25条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した<u>代議員</u>の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 前項の場合において、議長は、<u>代議員</u>として議決に加わる権利を有しない。 (書面表決等) 第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない<u>代議員</u>は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その<u>代議員</u>は、出席したものとみなす。 (議事録) 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所	載した書面により、招集の請求があったとき。 (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招 集) 第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。 (議 長) 第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。 (定足数) 第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議 決) 第25条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。 (書面表決等) 第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。 (議事録) 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所
---	--

(2) <u>代議員</u>の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。）	(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者<u>及び表決委任者</u>の場合にあつては、その旨を付記すること。）
(略)	(略)
第6章 理事会	第6章 理事会
(略)	(略)
(定足数等)	(定足数等)
第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、<u>「代議員」</u>とあるのは「理事」と読み替えるものとする。	第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
第7章 資産及び会計	第7章 資産及び会計
(略)	(略)
(事業計画及び予算)	(事業計画及び予算)
第37条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席した<u>代議員</u>の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始の日の15日前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。	第37条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始の日の15日前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。
(事業報告及び決算)	(事業報告及び決算)
第38条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した<u>代議員</u>の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。	第38条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。
(長期借入金)	(長期借入金)

第39条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した<u>代議員</u>の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。	第39条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。
(義務の負担及び権利の放棄)	(義務の負担及び権利の放棄)
第40条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した<u>代議員</u>の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。	第40条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。
(略)	(略)
第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更)	第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更)
第42条 この定款は、総会において<u>代議員</u>総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。	第42条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。
(解 散)	(解 散)
第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。	第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。
2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決により解散する場合は、<u>代議員</u>総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。	2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。
(残余財産の処分)	(残余財産の処分)
第44条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において<u>代議員</u>総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。	第44条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、千葉県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。
(略)	(略)
附 則 この定款は、平成24年3月18日から施行する。	

補足説明

<改正の目的>

社団法人日本社会福祉士会の連合体移行に際し、同会の正会員は都道府県社会福祉士会（法人）となることに伴い、本会正会員資格を日本社会福祉士会会員に限定していた第 5 条を改正するもの。併せて、平成 22 年度第 2 回総会において報告している一般社団法人への移行に向けた手続きを円滑に進めるため総会を代議員制とするものです。

代議員制の導入は、日本会の会員資格変更に伴い、個人正会員が都道府県にのみ加入することになるため、除名を含む懲戒処分を行うことについて実効性を担保することも目的としています。

代議員制に関する改正文案は、おおむね内閣府の作成した「移行認定のための「定款変更の案」作成の案内」の内一般社団法人に該当する項目を参考に、本会の定款に構成を合わせたものであり、本会は現在「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成十八年六月二日法律第五十号）の定める「特例社団法人」であり、既に一部を除き法人法の適用を受けていること、今後一般社団法人に移行予定であることに鑑み、改正項目については一般社団法人に準じた内容にしています。

本提案が可決された際は、代議員の選出についてすみやかに規定を制定、代議員選挙を実施し、平成 24 年 5 月 26 日に予定しております平成 24 年度第 1 回総会から代議員総会を実施いたします。

別紙2 地域集会 地区割り (平成24年1月現在の人数)に応じた代議員数及び選出方法案

A案:地域集会単位での選出

定数	地区集会正会員数		
	①	②	③
1	1～50	1～100	1～75
2	51～100	101～150	76～125
3	101～150	151～200	126～175
4	151～200	201～250	176～225

B案:各地域集会単位で1名選出、基準数に満たない場合は全県選挙区から選出

C案:代議員全員を全県選挙区から選出

A案およびB案にかかる地域集会単位での選出の方法について(2案)

1.選挙管理委員会からの依頼により、地域集会において選出し選管に報告

2.地域集会を中選挙区とした選挙区選挙

地区名	市・区・町	人数	地区人数合計	代議員定数					
		在住	在住	A案①	A案②	A案③	B案	C案	
地区 1	旭市	21	64	2	1	1	1	10	24
	香取市	13							
	匝瑳市	10							
	香取郡 東庄町	5							
	香取郡 神埼町	1							
	香取郡 多古町	0							
	銚子市	14							
地区 2	山武郡 芝山町	1	42	1	1	1	1		
	山武郡 横芝光町	5							
	山武郡 大網白里町	7							
	山武郡 九十九里町	3							
	山武市	19							
	東金市	7							
地区 3	茂原市	21	47	1	1	1	1		
	いすみ市	10							
	夷隅郡 大多喜町	3							
	夷隅郡 御宿町	1							
	勝浦市	1							
	長生郡 一宮町	2							
	長生郡 白子町	0							
	長生郡 長生村	3							
	長生郡 長南町	2							
	長生郡 長柄町	1							
長生郡 睦沢町	3								
地区 4	安房郡 鋸南町	1	38	1	1	1	1		
	鴨川市	14							
	館山市	9							
	南房総市	14							
地区 5	木更津市	24	77	2	1	2	1		
	君津市	23							
	袖ヶ浦市	22							
	富津市	8							
地区 6	市原市	60	60	2	1	1	1		
地区 7	千葉市 中央区	58	132	3	2	3	1		
	千葉市 緑区	41							
	千葉市 若葉区	33							
地区 8	千葉市 稲毛区	28	51	2	1	1	1		
	千葉市 美浜区	23							
地区 9	千葉市 花見川区	35	109	3	2	2	1		
	習志野市	22							
	八千代市	52							
地区10	船橋市	100	121	3	2	2	1		
	鎌ヶ谷市	21							
地区11	市川市	57	161	4	3	3	1		
	浦安市	19							
	松戸市	85							
地区12	我孫子市	36	157	4	3	3	1		
	柏市	75							
	流山市	30							
	野田市	16							
地区13	印西市	24	68	2	1	1	1		
	印旛郡 栄町	1							
	印旛郡 酒々井町	4							
	富里市	7							
	成田市	25							
	白井市	7							
地区14	佐倉市	42	72	2	1	1	1		
	四街道市	14							
	八街市	16							
計		1199	1199	32	21	23	24	24	

正会員数(1199)/50=

23.98 =代議員数の基準

